梨県公

目

次

示

第千九百五十五号

日

平成二十一年

平成二十一年六月十一日

六月十一日 曜

山梨県知事 横 内 正

明

木 山梨県告示第百九十四号

田支所を除く。) に備え置いて縦覧に供する。 の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路 山梨県富士・東部建設事務所(富士吉

平成二十一年六月十一日

道路の位置

山梨県知事

横

内

正

明

南都留郡富士河口湖町船津字沼七三〇八番七

道路の幅員

最大四・五一メートル 最小四・五〇メートル

Ξ

道路の延長

二三・二八メートル

山梨県告示第百九十五号

平成二十一年五月二十八日付号外第三十八号中......

 山梨県収入証紙売りさばき人を次のとおり指定した。 山梨県収入証紙条例(昭和三十九年山梨県条例第十七号)第六条第一項の規定により、

平成二十一年六月十一日

山梨県知事

横 内 正

明

一四一番地大月市大月町花咲	売りさばき場所
一四一番地大月市大月町花咲	住
藤野宏	氏名
日平成二十一年五月二十六	指定年月日

山梨県告示第百九十二号

十一年六月四日若草土地改良区の定款の一部変更を認可した。

平成二十一年六月十一日

山梨県知事

横

内

正

明

土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第三十条第二項の規定により、平成二

山梨県告示第百九十一号

告

示

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、 平成二

十一年六月四日櫛形土地改良区の定款の一部変更を認可した。

平成二十一年六月十一日

山梨県知事

横 内 正

明

山梨県告示第百九十三号

十一年六月四日甲西土地改良区の定款の一部変更を認可した。 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、平成二

告

公

• 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為 完了した。

平成二十一年六月十一日

二九七

梨 県 公 報 第千九百五十五号

Щ

平成二十一年六月十一日

Щ

開発区域 (工区) に含まれる地域の名称 中巨摩郡昭和町清水新居字宮ノ上三九の一、三九の八、三九の九、三九の一〇、 山梨県知事 横 内 正 明 五

二 公共施設の種類、位置及び区域

九の四、五九の一二及び五九の一四の区域

の種類 位置	位	位置	位置及	位置及び	位置及び区	位置及び区
	置	置及	置及び	置及び区	置及び区	置及び区
	置	置及	置及び	置及び区	置及び区	置及び区
置		及	及 び	及 び 区	及 び 区	及 び 区
	及		び	び 区	び 区	び 区

に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び昭和町役場

Ξ 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市徳行三丁目二番四号 有限会社ひらいわ 代表取締役 平岩納明

二級建築士免許の取消し

許を取り消したので次のとおり公告する。 建築士法 (昭和二十五年法律第二百二号) 第九条第一項の規定により、二級建築士免

平成二十一年六月十一日

山梨県知事 横 内 正

明

免許を取り消した年月日 平成二十一年五月二十九日

= 処分を受けた建築士の氏名 小澤康人

Ξ 建築士の別及び登録番号 二級建築士 梨第二二三一号

四 免許の取消しの理由 建築士法第八条の二に基づく届出があったため

正 誤

ページ	
段	
行	
誤	
Œ	

則の一部を改正する規則) 平成二十一年五月二十八日山梨県公安委員会規則第五号 (山梨県道路交通法施行細

終わりから五 7

(1)

Щ 梨 県 甲府市丸の内一丁目六番一号

発行者

印刷所 株サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番